

2. 豚及びいのしし並びにその製品（対象疾病：牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱）

2026年7月22日更新

地域		動物	受精卵・ 精液	ソーセージ・ ハム・ベーコン	肉・臓器
① 対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に 対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>極めて低い</u>と考えられる地域 【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル 【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、コスタリカ、チリ、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、メキシコ 【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ (33地域)		輸入可能 （輸出国政府機関発行の検査証明書が必要） ご注意！ これらの地域で豚熱、アフリカ豚熱等の対象疾病が発生した場合は、日本への輸入ができません。			
輸入禁止地域	② 動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが<u>否定できない</u>と考えられる地域 ①以外の地域	輸入禁止		輸入禁止 ※1	輸入禁止 ※1、2

※1 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。

※2 肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）であって、農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国政府機関発行の証明書のあるものに限り輸入できます。